

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画西20条北地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	西20条北地区地区計画
位 置	帯広市西19条から西21条の北1丁目から北3丁目までの一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約48.9ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 当地区は、帯広市の中心部から北西約5キロメートルに位置しており、都市計画道路「工業団地通」「栄通」「北2線通」「西9号通」に接する交通の利便性に恵まれた地区であり、現在、組合施行の土地地区画整理事業が計画されている。 そこで、本計画では、当該土地地区画整理事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる業務環境の悪化を未然に防止し、良好な業務市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用に関する方針 当該土地地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、地場産業の製造加工業、流通関連業等を主体とした業務地にふさわしい土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針 地区内の区画道路については、当該土地地区画整理事業により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 地場産物の製造加工業、流通関連業等を主体とした業務地としての業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 地場産物の製造加工業、流通関連業等を主体とした業務地として、ゆとりあるまちなみの形成と、健全で円滑な流通業務機能の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 敷地の道路及び隣地に面する部分には、植栽等による緑化が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。

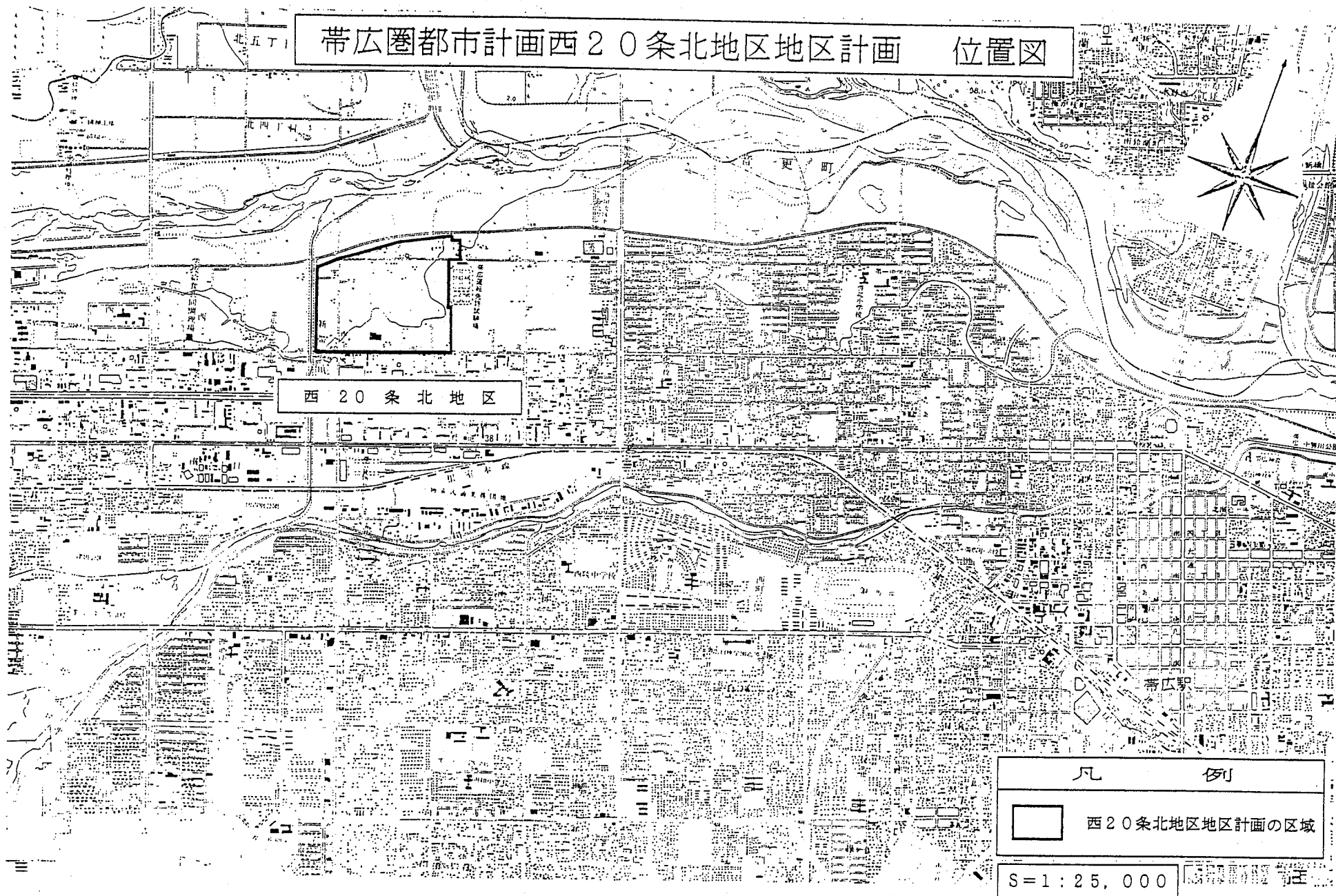
2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		西20条北地区地区計画
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		42.8ヘクタール
	建築物等に関する事項		次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。 1 住宅（管理人住宅は除く。） 2 共同住宅及び下宿 3 図書館、博物館その他これらに類するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 物品販売業を営む店舗又は飲食店 6 上記以外の店舗 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 8 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 カラオケボックスその他これらに類するもの 10 畜舎 11 建築基準法別表第二(ぬ)項第一項に掲げる建築物((25)(26)(27)(28)は除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度		500平方メートル
	建築物の壁面の位置の制限		1 道路境界線（隅切部分は除く。）から、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は、都市計画道路「工業団地通」「栄通」「北2線通」「西9号通」にあつては3m、それ以外の道路にあつては1mとする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であること 2 隣地境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1mとする。 ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が前項各号の一に該当する場合は、この限りでない。
備考			用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

(理由)

都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、地区計画の変更を行うものである。

帯広圏都市計画西20条北地区地区計画 位置図



帯広圏都市計画西20条北地区地区計画 計画図

